

第3期周南市障害者計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	II 障害者の現状 4. 障害の重複の状況 (6ページ)	「4 障害の重複の状況」を円グラフで表示するとかりやすいと思います。	円グラフを表示するようにします。
2	III 施策の基本目標と基本原則 2. 基本原則 (7～8ページ)	施策実施の基本原則である①～③は、機会あるごとに市民の目に留まる様にして頂きたいと思います。	広報・啓発は、重要な障害者施策のひとつとと考えています。機会あるごとに様々方法で共生社会実現の基本原則を発信していきます。 記載は現状のとおりとします。
3	IV 分野別施策 1. 生活支援 (9ページ)	(1)の「② 地域自立支援協議会……」は、「② 周南市地域自立支援協議会……」とするべきではないでしょうか。	本計画案の「地域自立支援協議会」は、どの記載も「周南市地域自立支援協議会」を意味しております。他の語句との整合もありますので、「周南市」を省略します。 記載は現状どおりとします。
4	IV 分野別施策 1. 生活支援 (9ページ)	相談支援専門員等の要員の過不足等、現状はどうなっているのでしょうか。	サービス等利用計画の作成状況から、相談支援専門員はほぼ充足していると考えています。増員を促すための施策は当面考えておりません。 記載は現状どおりとします。
5	IV 分野別施策 1. 生活支援 (9ページ)	「サービス等利用計画」についての相談支援専門員の研修会は定期的に行われているようですが、当事者や家族への「サービス等利用計画」の説明は、どうなっているのでしょうか。【これからの取組み】のなかに「サービス等利用計画について、当事者や家族への説明会を開催する。」を加えていただけませんか。	当事者や家族等の団体から要請を受けて市が実施している出前講座(テーマはサービス等利用計画を含む障害者施策全般)についての記載を追加します。
6	IV 分野別施策 1. 生活支援 (9ページ)	「基幹相談支援センター」を設置する理由と意義をもう少し明確にしてほしい。	設置の理由と意義を書き加えます。
7	IV 分野別施策 1. 生活支援 (10ページ)	周南市の地域課題として具体的には、どんなものがあるのでしょうか。	地域自立支援協議会の専門部会では、山口県が作成したサポートブックの活用や、就労継続支援A型事業所の開設などの課題について協議しています。 記載は現状どおりとします。
8	IV 分野別施策 1. 生活支援 (10ページ)	過去、解決された周南市の地域課題には、どんなものがあるのでしょうか。	交通費等が負担となって一般就労に向けた職場実習等を諦める障害者がいるという課題に対して、交通費等の助成制度を創設しました。 記載は現状どおりとします。

第3期周南市障害者計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
9	IV 分野別施策 1. 生活支援 (10ページ)	地域課題は、個別支援会議の開催により把握され、専門部会が解決すると私は考えるのですが、地域自立支援協議会における個別支援会議について、どうお考えでしょうか。	個別支援会議が本人のニーズや思いにそったものとなっているかを常に留意する必要があります。その上で個別支援会議のメンバーとなる当事者や家族、相談支援専門員やサービス事業者等が地域課題の把握と解決について専門部会で協議していくこととなります。
10	IV 分野別施策 1. 生活支援 (10ページ)	個別支援会議の開催状況やその内容を分析したもの等を障害者計画等に記載することはできないのでしょうか。	個別支援会議で把握される地域課題等を踏まえて本計画のこれからの取組みが記載されています。 記載は現状どおりとします。
11	IV 分野別施策 1. 生活支援 (10ページ)	グループホームについての現状を明示すべきではないでしょうか。	グループホーム等の福祉サービスの現状や利用見込は、第4期障害福祉計画に記載しております。本計画では整備を推進する方向性を記載します。 記載は現状どおりとします。
12	IV 分野別施策 1. 生活支援 (11～12ページ)	在宅サービス等の【これからの取組みについて】における対象者及び要員配置の現状はどのようなのでしょうか。	障害者総合支援法・児童福祉法に基づき提供する福祉サービスを利用する者の現状値や見込数は、第4期障害福祉計画に記載しております。 福祉サービスは対象者となる人数より、サービスを必要とする個々の事情により必要量が定まります。 幼稚園での補助教員は、実際に生じる個々の状況に応じた職員数への配置をしているという考え方です。 記載は現状どおりとします。
13	IV 分野別施策 1. 生活支援 (11～12ページ)	「療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援」は具体的にはどうなるのでしょうか。	相談支援事業所、障害児施設、市役所、学校等で障害児・家族等への情報提供・カウンセリングを実施しています。
14	IV 分野別施策 1. 生活支援 (12ページ)	長期計画である個別の教育支援計画を策定し、それに基づいて個別の指導計画が作成され、教育現場での支援が行われるのではないのでしょうか。現在の表現だと個別の指導計画が先に策定されるように思われます。	個別の教育支援計画は、学校以外の機関との連携を図るための長期的な計画であり、個別の支援計画は学校において指導を行うためのきめ細かい計画です。 この2つの計画の関係性がわかるように、記載します。
15	IV 分野別施策 1. 生活支援 (12ページ)	特別支援学校から社会へ移行する際の支援として、「個別の移行支援計画」の作成が考えられますが、今回の計画では「個別の移行支援計画」の作成や活用についての記載がありませんが、いかがお考えでしょうか。	個別の移行支援計画の活用についての記載を追加します。 (3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等 において)

第3期周南市障害者計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
16	IV 分野別施策 1. 生活支援 (13ページ)	(5)人材の育成・確保では、大学生、専門学校や高等学校の生徒以外も対象とすべきではないでしょうか。	生徒に限らない一般の市民の関わりについても取り組むよう、記載します。
17	IV 分野別施策 1. 生活支援 (13ページ)	目標指数に「相談支援専門員」が挙げられておりますが、これは資格が必要なものなのでしょうか。その場合、まず有資格者を増やす必要があるのではないのでしょうか。	相談支援専門員は、必要期間の実務経験と定められた講習を終えた者です。現状数は、ほぼ充足していると考えています。記載は現状どおりとします。
18	IV 分野別施策 2. 保健・医療 (15ページ)	「精神障害者及び家族のニーズに対応した相談体制」としてどのようなものをお考えか、お教えてください。	精神障害者の家族が精神障害者の家族の相談に応じるピアカウンセリングや家族会の交流など多様な体制について検討していくよう記載します。
19	IV 分野別施策 2. 保健・医療 (15ページ)	精神障害者やその家族は、相談や福祉サービスの利用のための外出自体が難しい場合もあります。行政から出向いてあげればよいと思います。 また、地域に精神障害についての理解者がいれば、その方が話し相手になれるのではないのでしょうか。	自宅を訪問しての相談のあり方等について地域自立支援協議会で検討するよう記載します。
20	IV 分野別施策 2. 保健・医療 (15ページ)	「障害の原因となる疾病等の予防・治療」についての記載がありますが、市障害者計画(案)に記載するのに違和感を感じます。「疾病等の予防・治療」は、医療としての総括的計画を立てて実行すべきではないのでしょうか。「障害を生み出さない」施策を当計画に盛り込むのであれば、「医療」の他に「交通事故」「産業事故」等各種事故の予防対策も盛り込むべき、と感じます。	本計画の基本としなければならない国の障害者基本計画にも記載されている事項です。国とほぼ同様の記載としています。記載は現状どおりとします。
21	IV 分野別施策 3. 教育・文化芸術活動・スポーツ等 (17ページ)	「特別支援学級」でない学級、「ことばの教室」が無い小中学校で、どのように「障害者と共に」という教育をするのか検討頂きたいと思います。	【基本的考え方】にあるように、障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒と共に教育を受けることの仕組みづくりを作ります。記載は現状どおりとします。
22	IV 分野別施策 3. 教育・文化芸術活動・スポーツ等 (17ページ)	①「本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見」は「……意思」が正しい表現と思います。	本計画の基本としなければならない国の障害者基本計画にも記載されている事項です。国とほぼ同様の記載としています。記載は現状どおりとします。
23	IV 分野別施策 3. 教育・文化芸術活動・スポーツ等 (18ページ)	「障害のある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。」とありますが、『「先進的な事例」の当市での導入』は当計画の管轄外なのではないでしょうか。	先進的な事例については、検討を経た後に必要であれば導入すべきものです。記載は現状どおりとします。

第3期周南市障害者計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
24	IV 分野別施策 3. 教育・文化芸術活動・スポーツ等 (19ページ)	文化芸術活動・スポーツ等の振興についての取組み・現状の記載がありますが、具体例があれば分かり易い気がします。	具体例を記載します。
25	IV 分野別施策 3. 教育・文化芸術活動・スポーツ等 (19ページ)	障害者のみが、文化芸術活動を楽しんでおられるのは知っていますが、障害のない方と一緒に活動する機会は少ないと思います。そのような機会が増えると、より一層楽しむことができると思います。 障害者スポーツと言えども、ルールははっきりしていなければならないと思います。試合のその場でルール変更されるのは困ります。	障害のある方もない方も一緒に芸術活動ができる支援を進めていくよう記載します。
26	IV 分野別施策 4. 雇用・就業・経済的自立の支援 (20ページ)	「障害者雇用の促進」において「アンケート調査を実施した」とありますが、アンケート結果を明示すべきではないでしょうか。また、雇用については、法に則っての各企業への指導を宜しく御願い致します。	アンケート結果は、一般就労に向けた実習等の実施に活用し、また障害者施設の共同受注の取組みへも進んでいきました。5年前のアンケートですので結果は記載しないこととします。障害者雇用の働きかけはハローワークと連携し推進していきます。 記載は現状どおりとします。
27	IV 分野別施策 4. 雇用・就業・経済的自立の支援 (21ページ)	① 「市内には就労継続支援A型が1箇所のみであるので、新たなA型事業所の開設について、地域自立支援協議会の就労部会で検討しています」とありますが、検討中で結論が出ていないことについて、障害者計画に記載するのは、いかがなものか、と思っています。	就労部会で引き続き検討していくこととしております。 記載は現状どおりとします。
28	IV 分野別施策 4. 雇用・就業・経済的自立の支援 (21ページ)	A型事業所の増設については、就労部会で協議の結果、必要との結論が出ており、県、市、サービス事業者などで、開設に向けての検討がなされているのではないですか。	サービス事業者、知的障害者の家族、病院のケースワーカー等で構成する就労部会(市が事務局)で検討しています。 記載は現状どおりとします。
29	IV 分野別施策 4. 雇用・就業・経済的自立の支援 (21ページ)	31年度までにA型事業所を増設するためには、計画の中に「検討している」の文言が必要なのではないでしょうか。	就労部会で引き続き検討していくこととしております。 記載は現状どおりとします。

第3期周南市障害者計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
30	IV 分野別施策 4. 雇用・就業・経済的自立の支援 (21ページ)	「障害者就業・生活支援センターを中心として、就業面、生活面からの一体的な相談支援を実施します。」では「相談実施を実施する。」のはどの機関なのかイメージできません。「障害者就業・生活支援センターが、就業面、生活面からの一体的な相談支援を実施します」の方がわかりやすいのではないのでしょうか。	障害者就業・生活支援センターは、就職活動や職場定着の支援等の就業面と、保健・福祉サービスの利用調整や余暇支援等の生活面の相談支援を、他の関係機関と連携して実施しています。障害者就業・生活支援センターが連携の主体であることがわかるよう記載を改めます。
31	IV 分野別施策 4. 雇用・就業・経済的自立の支援 (21ページ)	周南圏域でも、企業を交えた会議等で、一般就労した障害者のフォローアップの事例発表があれば、担当者の方に障害者就業・生活支援センターやその活動を具体的に認識していただけたと思います。周南市内の障害者就業・生活支援センターでは、圏域内の事業所に対し、どのようなPRがなされているのでしょうか。	商工会議所や青年会議所、事業所の労務管理担当者会議、雇用能力開発機構の研修会等で、事業を紹介しておられます。またホームページも開設されています。
32	IV 分野別施策 4. 雇用・就業・経済的自立の支援 (21ページ)	周南市内の障害者就業・生活支援センターで集中的な支援を受けた当事者は、相談に行きやすいと思いますが、それ以外の方は相談に行きにくいと思います。当事者が相談に行きやすい就労支援機関や相談支援機関等が、かかりつけ医のような対応を行い、対応が難しい場合、障害者就業・生活支援センターにつなげるシステムを構築してはいかがでしょうか。	障害者が相談しやすい相談支援事業所や就労支援機関は障害者就業・生活支援センターと連携し、センターの専門性を発揮するような支援を実施しています。
33	IV 分野別施策 4. 雇用・就業・経済的自立の支援 (21ページ)	21ページの③に、「継続的な職場定着支援」とありますが、「職場定着のための継続的な支援」と表現する方が良いのではないのでしょうか	より適切な記載にします。
34	IV 分野別施策 4. 雇用・就業・経済的自立の支援 (21ページ)	「定着支援」に力を入れられるのであれば、市内の障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所の「定着支援」担当の方に職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を受けていただいた方が良いと思います。市で経費の支援等を含め、市は、いかがお考えですか。	事業所が実施している業務に関連する資格の取得は、その事業所や本人が負担するのが原則ではないかと思います。記載は現状どおりとします。
35	IV 分野別施策 4. 雇用・就業・経済的自立の支援 (21ページ)	障害者が就労し、生活していくには、心の問題など就労支援機関以外の機関の支援が必要な場合があると感じています。21ページの③に「地域の就労支援機関と連携しながら」とありますが「地域の就労支援機関や相談支援機関等と連携しながら」とした方が良いのではないのでしょうか。	相談支援事業所等とも連携するよう記載します。

第3期周南市障害者計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
36	IV 分野別施策 5. 生活環境 (24ページ)	「移動等バリアフリー基本構想」は徳山駅周辺を重点整備地区としているとの事ですが、他JR駅等他地域の対応も並行実施を御検討願います。	JRに限らず公共交通事業者にバリアフリーの整備を呼びかけていくこととしています。 記載は現状どおりとします。
37	IV 分野別施策 5. 生活環境 (24ページ)	「オストメイトトイレ」が巻末の語句の説明に見当たりませんでした。又、目標指標が当トイレの設置のみというのは指標が乏しいと感じます。	巻末の語句の説明に「オストメイトトイレ」を記載します。また、目標指数は、過去からの整備数等が把握できている事項としました。 記載は現状どおりとします。
38	IV 分野別施策 6. 情報アクセスビリティ (25ページ)	「情報アクセシビリティ」について「手話通訳者」「要約筆記者」「点訳奉仕員」「朗読奉仕員」等、現在どの程度おられて何処まで増やすかも指標/現状と目標として明示すべきでは無いでしょうか。また、「養成研修等の実施」とありますが「どこで」「どの様な方々を対象に」と言う事を明示すべきではないでしょうか。	手話通訳者は山口市で行われる2年間の研修の修了と認定試験の合格という厳しい要件が必須です。育成、確保はこれからの方向ですが、人数を目標指標とするのは難しい状況です。 また養成研修等の対象者の要件は、市内に在住又は在勤ということのみです。 記載は現状どおりとします。
39	IV 分野別施策 6. 情報アクセスビリティ (25ページ)	「手話通訳者」等、「資格が必要(そう)」な方々の他に、単に「手話が(少し)出来る人」を増やす試みも検討実施願います。	本市内を講座の会場としている手話奉仕員養成講座の取組みを記載します。
40	IV 分野別施策 8. 差別の解消及び権利擁護の推進 (29ページ)	障害をテーマとした教育委員会のハートフル研修(人権啓発研修)は、身体障害が主で、精神障害に関する内容がありませんでした。	障害の種別(身体・知的・精神)に偏ることがないように研修を実施していきます。学校等で開催している校区の市民の方や児童生徒教職員等を対象とした研修会には精神障害をテーマとしたものも実施しています。 記載は現状のとおりとします。
41	語句の説明	「地域自立支援協議会」の語句の説明文を「地域における相談支援事業を実施していくために～市町村が設置する機関であるが、周南市地域自立支援協議会の場合、〇〇の機能も持たせている。」にしたいかがでしょうか。	周南市の地域自立支援協議会の取組みについても記載します。
42	全般	「〇〇%の伸び」という表現と「〇〇%の増加」という表現がありますが「〇〇%の増加」に統一した方が良いのではないのでしょうか。	統一的な表現にします。

第3期周南市障害者計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
43	全般	当計画(案)は、市民一般に提示して意見を求める訳ですから、当件に関わる方々であれば御存知であろう語句にも簡単な語句説明を記載して頂ければ、と感じました。今後御検討願います。 (例:P3 障害の等級、P4 養育手帳交付者数の「A」「B」の意味等)	巻末の語句の説明に「障害の等級」「療育手帳のA、B」を記載します。 今後もわかりやすい記載に努めます。
44	全般	計画(案)では頻繁に「情報の提供」と言う記述があったかと思えます。「企業」への情報提供・協力要請・指導等を効果的に実施願います。	企業への情報提供等に努めていきます。
45	全般	「障害者」の為の施策と「高齢者」の為の施策は共通するところもあろうかと思えます。関係計画との連動連携を密にする様宜しく御願い致します。	市役所庁内の連携に努めていきます。
46	全般	当計画は、当事者・専門家でなければ分からない点が多々あるかと思えます。当事者・専門家への積極的な聞き取りを実施した上での計画作成・施策実行を御願い致します	計画は、障害者施策に関する協議機関である地域自立支援協議会での協議を経ながら、策定を進めています。
47	全般	全体で40頁の資料ですが専門性が高い案件を、他の意見募集案件と募集期間が重複する中、通常と同じ1ヶ月間の募集期間で資料を読み意見を送るとするのは困難です。 可能であれば期間延長又は再実施を希望致します。 上記が困難であるなら、今後の意見募集では資料量・他案件との期間重複等を考慮して募集期間の設定を御願い致します。 (条例では「原則1ヶ月」としており、「必ず1ヶ月」では無い、と記憶しております。)	期間の設定については、今後の実施において検討します。
48	全般	当件の意見公募は当方市広報誌(1月15日号に1回)で知りました。当意見募集の広報がどの程度実施されたのか把握する範囲で提示願います。 当件に限らず、意見募集期間中に発行される市広報には、意見募集中の案件名程度は記載すべきと考えます。	意見募集は、市広報紙、ホームページ、本庁舎市民さろん、障害者支援課、各総合支所、各支所でお知らせや閲覧を行いました。 市広報紙は限られた紙面を有効活用するため、同じ内容の記事の再掲載は原則として行わない事としています。

第3期周南市障害者計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
49	全般	両計画を読むと、福祉サービスを提供する行政などの立場で作成され、サービスを受ける当事者の見解が見受けられないように感じられます。今後、当事者の計画への関与について、現時点でのご見解をお教えてください。	障害者施策に関する計画を策定するに当たって、当事者や関係者の意見を聴くことは法定されています。 本市は地域自立支援協議会から意見をいただきながら、両計画案を策定してきました。 計画策定に限らず、広く意見を聴きながら障害者施策を推進していく必要があると考えています。
50	全般	周南市の障害者計画ですので、地域障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターでなく、具体的名称を記載していただいた方が、イメージしやすいのですが、いかがでしょうか。	公の機関以外については、固有名詞を記載しないことを原則としております。 記載は現状どおりとします。